

令和6年1月から

産前産後期間相当分（4ヵ月分※）の国民健康保険税が免除されます！

※多胎妊娠の場合は6ヵ月分

対象となる方

- 南三陸町国民健康保険に加入中の方で令和5年11月以降に出産予定または出産された方
※妊娠85日（4ヵ月）以上の出産が対象です。死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます。

免除内容・免除期間

- 出産する方にかかる所得割額と均等割額のうち、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			出産予定月			
多胎の方			出産予定月			

※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から月割りで減額されます。産前産後期間の保険税が0円になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヵ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			出産予定月			

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険税が減額された場合、納めすぎになった保険税は還付されます。

届出方法・必要書類

- 届出は出産予定日の6ヶ月前から受け付けます。出産後の届出も可能です。

※出生届によって出産の事実が確認できた場合は、届出がなくとも遡って免除できることがあります。

【必要書類】

- ① 産前産後期間に係る保険税軽減届出書（ホームページから様式のダウンロードができます）
- ② 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ③ 出産する（した）方の国民健康保険被保険者証
- ④ 出産予定日（出産日）と単胎・多胎の別が確認できる書類（母子手帳、医師の証明書等）

届出先

南三陸町役場町民税務課医療給付係 TEL 0226-46-1373
または歌津総合支所住民福祉係 TEL 0226-36-2111

南三陸町国民健康保険